

諮問庁：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

諮問日：平成30年1月9日（平成30年（独情）諮問第2号）

答申日：平成30年4月23日（平成30年度（独情）答申第2号）

事件名：職業能力開発総合大学校旧相模原校の土地及び建物に係る特定法人との間の売買契約書等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1及び2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別表の6欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が平成29年11月21日付け29高障求発第228号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、これを取り消し、本件対象文書の全部の開示を求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### (1) 審査請求書

特定市には市民病院、公立保育園、特養、老人ホーム、各種研究所などの市民のために必要な施設が不足している。なぜ市長は権利を放棄してしまうのか。なぜ特定病院を推薦して権利を譲渡してしまうのか。また近くの路線価が㎡10万円位なのになぜ特定金額Xなのか。一企業体に売るには安すぎないのか、数々の疑惑が残る。

##### (2) 意見書（平成30年2月13日）

ア 資料1は機構に提出した審査請求です。

イ 資料2は法人文書の更なる開示の申出書です。ここにある様に開示された内容は多くは隠蔽されております。同時に添付の特定県の情報公開はすべて公開されております。またa省の公開書類はa省に審査請求し内閣府の情報公開事務局が公開させたものです。当時の担当者はb省からの出向と聞いております。機構の様に隠蔽されては不正が分かりません。

ウ 資料3は特定市長が書いた推薦書であります。書いた職員c, d氏は現在在籍しておりません。1の市が取得できない理由が不明です。当市には市民病院, 公立保育園, 特養, 老人ホーム, 各種研究所などの市民のために必要な施設が不足しております。

エ 資料4はなぜ権利を放棄したかを市の情報公開にて要求しました。権利の放棄は検討していないので存在しないと書いてあります。実際は放棄して特定病院に譲渡しております。

オ 資料5はe省からの情報公開文書です。

カ 資料6はこのケースはfとgの収賄事件に酷似しております。多分特定市長は賄賂を貰いこの様な推薦文を書き特定病院に権利を譲渡したのではないかと考えられます。

キ 資料7は特定市長の資産公開の金額です。特定金額Yとのことですが実際に計算するとこの10倍以上の金額になります。

特定学校卒でこんな田舎の市役所勤めで副業も禁止されている職員が稼げる金額ではありません。

ク 資料8はh新聞i記者の新聞記事です。これを見ると特定市長の賄賂体質が分かります。

これらより情報を全部公開して市民が納得いく理解が必要です。

この隠蔽工作はj, kよりひどいと思います。路線価が平米当たり10万円前後して10ヘクタールあれば通常価格は120億円から150億円位はするでしょう。それを特定金額Xで譲渡するのは大変おかしいことだと思われます。

これらの疑問を解明するためにも早期の情報公開が必要ではないかと思われます。

(資料は省略)

### (3) 意見書(平成30年4月9日)

#### ア 売買契約書

##### (ア) 割印

前回提出資料2を見て貰えば分かる通り特定県はすべてを公開しております。ところが機構は多くを隠蔽しております。現在はすべてを公開する状況になってきております。法律に於いて解釈が国, 機構と県で見解が分かれるのはおかしいと思います。真逆の判断は理解できません。

##### (イ) 契約書の最終頁

上記と同じ。

#### イ 原議書

前回提出資料2のa省の書類を見て貰えば分かる通りすべて公開されております。これを審査したのは内閣府です。すべてを公開する

のが法律の趣旨ではないかと思われます。この時の内閣府の担当者はb省の職員と聞いております。

評価額については隠蔽する必要はないものと思われます。路線価については公表されておりこれから数十パーセント載せたものが地価ではないかと思われます。路線価については資料1に添付してあります。

譲渡価格については学校を二分したので県と同様の価格にしたのでしょう。

ただ譲渡先が資料5のe省の案に違反をしております。特定県はここに書かれた地方公共団体で問題がありませんが特定病院は一企業体であり一般入札をして落札先を決めるべきでしょう。

問題はなぜ特定市長がこんな三流病院を推薦するかが大きな問題点です。当市には市立病院，市民病院，公立保育園，特養，老人ホーム，各種研究所など市民のために必要な施設が多数あります。なぜ市に譲渡して頂けるものを断りインチキ病院を推薦するのか理解できません。また資料4を見て貰えば分かる通り権利を放棄するに至る検討は行っていないと言う市長からの回答がありました。とするならばあの推薦状は特定市特定局部課担当c，dが勝手に作ったものではないかと思われます。両名とも現在は在職していません。これはf，gの賄賂事件と同じではないかと思われます。資料6を見てください。特定病院は農協傘下の病院です。現在農協は金貸しと不動産がメインの仕事です。以前隣に農協の融資で，アパートを作りました。その節当家にも農協職員が来てアパートを立てる様に進めてきました。現在当地の農協は本来の職務を忘れております。このような不動産屋の会社に時価の半値以下で国民の財産を譲渡するのは国民に対する背任行為であります。

金額から言うとj，kより金額が莫大なので悪質です。会計検査院で調査すべき案件ではないかと思われます。

また特定市長は資料8を見て頂ければ分かる通り部下から賄賂をもらって部下を二段階昇給させるような賄賂体質の市長です。資料7を見れば資産も特定金額実勢価格はこの十倍以上の価格です。特定学校を出て兼業，副業が禁止されている地方公務員が稼げる金額ではありません。

この様なダーティーな条件がある時はすべてを公表して国民の審判を受けるべきでしょう。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 理由説明書

本件審査請求にあつては，以下の理由により原処分維持が適当であると

考える。

(1) 審査請求の経緯について

平成29年10月30日付けで審査請求人から下記(2)のとおり法人文書の開示請求があった。

これに対し当機構は、平成29年11月21日付けで法人文書の開示決定を行い、下記(3)のとおり一部情報を不開示とした。

その後、審査請求人から平成29年12月3日付けの審査請求書が提出され、平成29年12月5日付けで受理したものである。

なお、当該審査請求書については内容の一部不備があったため、平成29年12月12日付けで審査請求書の補正に係る依頼文書を審査請求人あてに送付し、審査請求人から平成29年12月20日付けで補正された審査請求書が提出され、同日付けで受理したものである。

(2) 法人文書開示請求について

「職業能力開発総合大学校跡地を特定病院に売却した売買契約書、売価の根拠になる資料、及び売却を意思決定した資料について情報公開を求める。資料の多い時はCD-Rにてお願いします。」という開示請求があった。

(3) 不開示情報について

ア 平成29年8月31日付け売買契約書

買受人及び媒介業者に関する記載のうち、「法人の印影」は、法5条2号イに該当し、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報として不開示とし、売払人及び媒介業者に関する記載のうち、「担当者名」、「担当者印」及び「宅地建物取引士の登録番号」は、法5条1号に該当し、特定の個人を識別することができる情報として不開示とした。

イ 原議書「職業能力開発総合大学校旧相模原校土地及び建物等に係る譲渡価格の通知について(伺い)」

開示する法人文書中、「個人情報に記載されている部分」は、法5条1号に該当し、特定の個人を識別することができる情報として不開示とし、「不動産鑑定評価額」、「譲渡価格計算式」及び「譲渡価格」は、法5条4号に該当し、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報として不開示とした。

(4) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求を行った理由として「特定市には市民病院、公立保育園、特養、老人ホーム、各種研究所などの市民のために必要な施設が不足している。なぜ市長は権利を放棄してしまうのか。なぜ三流の特定病院(院長始末書添付)を推薦して権利を譲渡してしまうのか。また近くの路線価が㎡10万円位なのになぜ特定金額Xなのか、一企業

体に売るには安すぎないのか、数々の疑惑が残る」とし、請求の趣旨として「先日公開された資料は重要な部分が黒塗りで隠蔽されている。添付の特定県及び a 省の公開資料は全部公開されている。早急に全部の開示を求める。」としており、別件に係る情報公開請求を a 省及び特定県に行い、それに対して各所が公開した法人文書について、当機構が開示した法人文書よりも不開示情報が少なかったことのみを理由として早急な全部開示を求めている。

(5) 原処分維持が適当であるとする理由について

当機構においては上記(3)のとおり判断しているものである。

審査請求人が主張している開示請求理由が他省庁や他の地方自治体との比較では全面開示に応じる理由にはならないと判断したため。

2 補充理由説明書

平成30年1月9日付け平成30年(独情)諮問第2号につきまして、下記のとおり、不開示理由等を補充して説明いたします。

記

(1) 平成29年8月31日付け売買契約書

ア 割印

(ア) 機構の印影

当該印影については、法務局に印鑑登録を行っており、通常の契約書や通知文書において使用するものではなく、不動産売買契約等の権利移転が生じる重要な案件においてのみ使用するものであるため、当該印影を公にすることにより文書の偽造等に悪用された場合は、当機構の業務の遂行に支障が生じるおそれがあることから、法5条4号柱書き及び口に該当すると判断したこと。

(イ) 宅地建物取引士の印影

当該印影を公にすることにより文書の偽造等に悪用された場合は、宅地建物取引士の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがあることから、法5条2号イに該当すると判断したこと。

(ウ) 特定法人の印影

当該印影を公にすることにより文書の偽造等に悪用された場合は、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがあることから、法5条2号イに該当すると判断したこと。

イ 契約書の最終頁

(ア) 機構の印影

上記ア(ア)と同じ。

(イ) 機構の宅地建物取引士の氏名、印影及び登録番号

氏名及び登録番号を公にすることにより当該者が特定され、当該者が宅地建物取引士であること等の個人情報明らかになるおそれ

があることから、法5条1号に該当すると判断したこと。

なお、印影については上記ア（イ）と同じ。

(ウ) 特定法人の印影

上記ア（ウ）と同じ。

(エ) 特定不動産会社の特定役職の氏名及び特定役職の印影

氏名を公にすることにより会社名と役職名及び氏名から当該者が特定され、特定不動産会社に勤務する特定役職者であること等の個人情報が明らかになるおそれがあることから、法5条1号に該当すると判断したこと。

なお、印影については、当該印影を公にすることにより文書の偽造等に悪用された場合は、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがあることから、法5条2号イに該当すると判断したこと。

(オ) 媒介業者の宅地建物取引士の氏名、印影及び登録番号

上記（イ）と同じ。

(2) 原議書「職業能力開発総合大学校旧相模原校土地及び建物等に係る譲渡価格の通知について（伺い）」

ア 決裁欄

(ア) 役職員の印影

当機構の役職員等の氏名は、その氏名が公表されている場合を除き、特定の個人が識別できる情報として不開示としている。

また、印影においても、開示した場合、当該職員が特定されることから、不開示としている。

更に、役職員の印影についても、一般的に開示しておらず、印影が明らかにされることにより、文書の偽造等に悪用され、当該個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当すると判断したこと。

(イ) 起案者の氏名及び印影

起案者も当機構の職員であり、その氏名は、特定の個人が識別できる情報として不開示としている。

また、印影においても、開示した場合、当該職員が特定されることから、不開示としている。

更に、職員の印影についても、一般的に開示しておらず、印影が明らかにされることにより、文書の偽造等に悪用され、当該個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当すると判断したこと。

(ウ) 起案者の所属部署の内線番号

起案者の所属部署の内線番号は、外部に公表されていないもので

あり、これを公にすると、いたずらや偽計等に使用され、機構が必要とする際の緊急の連絡先や部外との連絡に支障を来すなど、機構の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条4号柱書きに該当すると判断したこと。

イ 別紙3, 7, 8及び9

(ア) 各不動産業者の鑑定評価額

各不動産業者の鑑定評価手法等に係る内部情報であり、これを公にすると、不動産業者(法人)の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当すると判断したこと。

(イ) 不開示部分(譲渡価格の算出方法)

独立行政法人が一方の当事者となる契約においては、自己の意思により相手方と対等な立場で遂行する必要があり、当事者としての利益を保護する必要があるが、当該不開示部分は、機構が譲渡価格を決定する際の手法であり、これを公にすると、契約の性質上、適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとともに、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあることから、法5条4号柱書き及び同条4号二に該当すると判断したこと。

また、当該不開示部分には各不動産業者の鑑定評価額が含まれていることから、上記(ア)と同様に、法5条2号イにも該当すると判断したこと。

(ウ) 譲渡価格

機構が譲渡価格を決定する際の手法により算出された譲渡価格であり、上記(イ)と同様に、これを公にすると、契約の性質上、適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとともに、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあることから、法5条4号柱書き及び同条4号二に該当すると判断したこと。

ウ 別添1 職業大旧相模原校譲渡価格算定資料

(ア) 各不動産業者が算定した「更地価格」、「解体撤去費」及び「評価額」

各不動産業者の鑑定評価手法等に係る内部情報であり、これを公にすると、不動産業者(法人)の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当すると判断したこと。

(イ) 上記(ア)以外の不開示部分

機構が譲渡価格を決定する際の手法及び当該手法により算出された譲渡価格であり、上記イ(イ)と同様に、これを公にすると、契約の性質上、適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとともに、当

事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあることから、法5条4号柱書き及び4号ニに該当すると判断したこと。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年1月9日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月25日 審議
- ④ 同年2月13日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ⑤ 同年3月2日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同月28日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑦ 同年4月9日 審査請求人から意見書を收受
- ⑧ 同月19日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の1及び2に掲げる文書である。

処分庁は、本件対象文書の一部について、法5条1号、2号イ及び4号に該当するとして、不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分を取り消し、不開示とされた部分の全部を開示すべきであるとしている。

これに対して、諮問庁は、適用条項に法5条4号柱書き、ロ及びニを加え、不開示とされた部分は、同条1号、2号イ並びに4号柱書き、ロ及びニに該当するとして、原処分を維持することが妥当としていることから、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

##### 2 不開示情報該当性について

###### (1) 別表の6欄に掲げる部分について

ア 別表の3欄に掲げる通番（以下「通番」という。）12は、原議書の1枚目の決裁欄等における理事長、理事長代理、公共職業訓練担当理事、経理担当理事、公共職業訓練部長、総務部長及び経理部長の印影であり、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

次に、法5条1号ただし書該当性について、以下、検討する。

イ 行政機関においては、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）（以下「申合せ」という。）により、職務遂行に係る公務員の氏名は、補助的業務に従事する職員を除き、原則開示することとされているが、独立行政法人等には申合せの適用はなく、どの範囲の職員の氏名を慣行として公にするかは各独立行政法人等の判断に委ねられて



いるものと認められる。

さらに、機構における職員の氏名の公表慣行について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、「役員等、氏名が公表されている場合を除き、特定の個人が識別できる情報として不開示としており、これまでも職員氏名の開示を行った事例はない」旨説明する。

ウ 役員である理事長、理事長代理、公共職業訓練担当理事及び経理担当理事に関して、当審査会事務局職員をして機構のウェブページを確認させたところ、機構では、法22条1項及び法施行令12条2項の規定に基づき、役員の状況として、理事長、理事長代理及び理事の氏名をウェブページにおいて公表している。

エ また、当審査会事務局職員をして独立行政法人国立印刷局編の職員録（以下「職員録」という。）に掲載されているか否かにつき確認させたところ、公共職業訓練部長、総務部長及び経理部長の職名及び氏名が掲載されていると認められる。

オ 上記ウ及びエの役職員に係る印影は、原議書に係る事案を決裁したことを示すため、役職員が自ら押印したものであって、当該役職員の職務遂行のための確認の意味を有するものにすぎず、決裁者の氏名を表示するもの以上に、その形状等について認証的機能を有するものとして特に秘匿すべきものとはいえない。

したがって、当該部分は、法5条1号ただし書イに該当すると認められ、開示すべきである。

## (2) その余の部分について

ア 通番2、通番5、通番7、通番13及び通番14

通番2は、機構の宅地建物取引士の氏名及び登録番号、通番5は、媒介業者である特定不動産会社の特定役職の氏名、通番7は、当該特定不動産会社の宅地建物取引士の氏名及び登録番号、通番13は、原議書1枚目の決裁欄等における上記(1)の役職員を除く職員の印影、通番14は、原議書1枚目の起案者の氏名及び印影であり、それぞれ、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

次に、法5条1号ただし書該当性について、検討する。

### (ア) 通番2

a 通番2は、機構の宅地建物取引士の氏名及び登録番号である。

宅地建物取引士は、宅地建物取引業法（以下「宅建業法」という。）に定める国家資格者であり、また、宅建業法31条の3に基づき、宅地建物取引業者は、その事務所その他国土交通省令で定める場所ごとに、事務所等の規模、業務内容等を考慮し

て国土交通省令で定める数の成年者である専任の宅地建物取引士を置かなければならないとされている。

当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところ、当該宅地建物取引士は、機構（宅地建物取引業免許保有者）が、上記の宅建業法31条の3に基づき置いている者であり、機構の職員であるとのことである。

b 氏名

(a) 上記(1)イのとおり、独立行政法人等には申合せの適用はなく、機構における職員の氏名の公表慣行について、諮問庁は、「役員等、氏名が公表されている場合を除き、特定の個人が識別できる情報として不開示としており、これまでも職員氏名の開示を行った事例はない」旨説明する。

また、特定職員の氏名が職員録に掲載されているか否かにつき、当審査会事務局職員をして確認させたところ、掲載が認められなかった。

(b) 宅地建物取引業の免許を受けようとする者が国土交通大臣又は都道府県知事に提出する免許申請書の記載事項については、宅建業法4条（免許の申請）に定められており、これには、同条1項5号に宅地建物取引士の氏名（条文では、「31条の3第1項に規定する者の氏名」）が掲げられている。また、国土交通大臣又は都道府県知事は、宅建業法10条（宅地建物取引業者名簿等の閲覧）の規定により、国土交通省令の定めるところにより、宅地建物取引業者名簿並びに免許の申請及び前条の届出に係る書類又はこれらの写しを一般の閲覧に供しなければならないとされている。このため、宅地建物取引業者を特定できる場合には、その申請書等を閲覧することにより、当該宅地建物取引業者に置かれる宅地建物取引士の氏名を知ることが可能である。

しかし、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところ、機構には、宅地建物取引士が複数名置かれているとのことである。

したがって、本件の特定の土地売買契約に関わった宅地建物取引士の氏名を申請書等の閲覧によって知ることができるとは必ずしもいえない。

c 登録番号

宅建業法18条では、宅地建物取引士の試験に合格した者で、宅地若しくは建物の取引に関し国土交通省令で定める期間以上の実務の経験を有するもの等は、当該試験を行った都道府県知

事の登録を受けることができるとされている。また、宅地建物取引業者を特定できる場合には、上記b(b)のとおり、申請書等の閲覧により、宅地建物取引士の登録番号も知ることは可能であるが、同様の理由により、本件の特定の土地売買契約に関わった宅地建物取引士の登録番号を知ることができるとは必ずしもいえない。

d 上記b及びcより、通番2は、法5条1号ただし書イに該当せず、また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

(イ) 通番5

通番5は、媒介業者である特定不動産会社の特定役職の氏名であり、法5条1号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。

(ウ) 通番7

通番7は、当該特定不動産会社の宅地建物取引士の氏名及び登録番号であり、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところ、同不動産会社には、宅地建物取引士が複数名置かれているとのことであり、上記(ア)b(b)及びcと同様の理由により、法5条1号ただし書イに該当せず、また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

(エ) 通番13

通番13は、原議書1枚目の決裁欄等における上記(1)の役職員を除く職員の印影であり、上記(ア)b(a)と同様の理由により、法5条1号ただし書イに該当せず、また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

(オ) 通番14

通番14は、原議書1枚目の起案者の氏名及び印影である。

氏名については、上記(ア)b(a)と同様の理由により、法5条1号ただし書イに該当せず、また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

当該部分の各通番は、それぞれが個人識別部分であり、法6条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 通番4、通番6及び通番11

通番4及び通番11は、特定法人の印影であり、通番6は、特定不動産会社の特定役職の印影である。これらの印影は、当該文書が真正に作成されたことを示す認証的機能を有するものとして、それにふさわしい形状をしているものと認められ、これを公にすると、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

ると認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 通番15

当該部分は、原議書の起案者の所属部署の内線番号であり、外部に公表されていないものであり、これを公にすると、いたずらや偽計等に使用され、機構が必要とする際の緊急の連絡先や部外との連絡に支障を来すなど、機構の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法5条4号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

エ 通番3、通番8及び通番10

通番3及び通番10は、機構の宅地建物取引士の印影であり、通番8は媒介業者である特定不動産会社の宅地建物取引士の印影であり、これらは、個人の印影であり、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イに該当せず、また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。さらに、当該部分は、個人識別部分であり、法6条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、同条2号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

オ 通番16、通番19、通番22、通番25及び通番27

当該部分は、いずれも特定の不動産業者3者による鑑定評価額等である。このうち、通番25を除く部分は、鑑定評価額（内訳：土地、建物・構築物）であり、通番25は、「更地価格（㎡単価）」、「解体撤去費」及び「評価額（㎡単価）」である。

当該部分は、各不動産業者の鑑定評価手法等に基づき出された評価額等であり、これを公にすると、不動産業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、法5条2号イに該当し、同条4号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

カ 通番1及び通番9

（ア）当該部分は、機構の印影である。

当該印影を不開示とした理由について、諮問庁の補充理由説明書（上記第3の2）の（1）ア（ア）の記載及び当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところによると、おおむね下記a及びbのとおりである。

a 当該印影については、法務局（法人登記部門）に印鑑登録を行っている。

不動産売買契約によって所有権移転登記を行う際の手続において、法人としての本人確認のために法務局（不動産登記部門）に印鑑証明書を提出する必要があること、また、所有権移転登記に必要な他の書類についても登録印を使用する必要があることから、機構の不動産売買契約においては登録印を使用している。

b 当該印影については、通常の契約書や通知文書において使用するものではなく、不動産売買契約等の権利移転が生じる重要な案件においてのみ使用するものであるため、当該印影を公にすることにより文書の偽造等に悪用された場合は、当該機構の業務の遂行に支障が生じるおそれがあることから、法5条4号柱書き及び口に該当する。

(イ) 諮問庁の上記 a 及び b の説明は首肯でき、また、当該印影は、売買契約書が真正に作成されたことを示す認証的機能を有するものとして、それにふさわしい形状をしているものと認められ、これを公にすると、文書の偽造等に悪用された場合は、機構の業務の遂行に支障が生じるおそれがあると認められることから、法5条4号柱書きに該当し、同号口について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

キ 通番18、通番21、通番24、通番26及び通番29

(ア) 当該部分のうち、通番26は、機構が譲渡価格を決定する際の手法及び同手法により機構が算定した譲渡価格であり、通番26を除く部分は、機構が算定した譲渡価格である。

(イ) 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところ、当該手法により算定された譲渡価格は、原議書に掲げられた検討段階のものであって、実際の譲渡価格はその後の交渉等を経て変動することがあり得ることから、これが公になると、適切な手続過程を経ているにもかかわらず、算定手法や手続過程等に関して、無用な誤解や憶測を招き、批判を受けるなど、機構が行う保有資産の売却等に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼす旨説明し、当該説明は首肯できる。

(ウ) したがって、当該部分は、法5条4号柱書きに該当し、同号二について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ク 通番17、通番20、通番23及び通番28

当該部分には、機構が譲渡価格を決定する際の手法が記載されており、上記キと同様の理由により、機構の保有資産の売却等に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法5条4号柱書きに該当し、同条2号イ及び4号二について判断す

るまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ及び4号に該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が、不開示とされた部分は、同条1号、2号イ並びに4号柱書き、ロ及びニに該当することから不開示とすべきとしていることについては、別表の6欄に掲げる部分を除く部分は、同条1号、2号イ及び4号柱書きに該当すると認められるので、同号ロ及びニについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別表の6欄に掲げる部分は、同条1号に該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別紙（本件対象文書）

- 1 売買契約書
- 2 原議書「職業能力開発総合大学校旧相模原校土地及び建物等に係る譲渡価格の通知について（伺い）」

## 別表

1 文書名	2 区分	3 通番	4 不開示部分		5 不開示情報該当性 (法5条該当号)					6 開 示 す べ き 部 分
					1 号	2 号 イ	4 号 柱 書 き	4 号 口	4 号 二	
1 売買契 約書	契 約 書 の 最 終 頁	1	機構の印影				○	○		
		2	機構の 宅地建	氏名及び 登録番号	○					
		3	物取引 士	印影	○	○				
		4	特定法人の印影			○				
		5	媒介業 者であ る特定	特定役職 の氏名	○					
		6	不動産 会社	特定役職 の職印の 印影		○				
		7	媒介業 者の宅	氏名及び 登録番号	○					
		8	地建物 取引士	印影	○	○				
	割印	9	機構の印影				○	○		
		10	機構の宅地建物取 引士の印影		○	○				
		11	特定法人の印影			○				
2 原議書 「職業 能力開 発総合 大学校 旧相模 原校土 地及び	1 枚 目 ( 決 裁 欄等)	1 2	役職員 の印影	理事長, 理事長代 理, 公共 職業訓練 担当理 事, 経理 担当理 事, 公共 職業訓練	○					全 て



建物等に 係る 譲渡価 格の通 知につ いて（ 伺い） 」			部長，総 務部長及 び経理部 長の印影							
	1 3		上記以外 の印影	○						
	1 4	起案者	氏名及び 印影	○						
	1 5		所属部署 の内線番 号			○				
	別紙 3	1 6	(1) 各不動産業 者の鑑定評価額			○	○			
		1 7		(2) 不開示部分		○	○		○	
		1 8		(3) 譲渡価格			○		○	
	別紙 7	1 9	(1) 各不動産業 者の鑑定評価額			○	○			
		2 0		(2) 不開示部分		○	○		○	
		2 1		(3) 譲渡価格			○		○	
	別紙 8	2 2	(1) 各不動産業 者の鑑定評価額			○	○			
		2 3		(2) 不開示部分		○	○		○	
		2 4		(3) 譲渡価格			○		○	
別添 1 職業大 旧相模 原校譲 渡価格 算定資 料	2 5	各不動産業者の更 地価格，解体撤去 費用及び評価額			○	○				
	2 6	上記以外の不開示 部分				○		○		
別紙 9	2 7	(1) 各不動産業 者の鑑定評価額			○	○				
	2 8		(2) 不開示部分		○	○		○		
	2 9		(3) 譲渡価格			○		○		